



4月より組合費・組合員資格の 制度が一部変わります

おしらせ

2026年4月1日より「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」施策に関わる人事賃金制度の変更に伴い、一部規約・規則等の変更について「JR東労組第52回定期中央委員会」(2月5日開催)において決定しました。

①現役組合員の組合費算出方法

【2026年2月現在】

組合費は基本給に2.1%を乗じ、10円未満を切り捨てて算出し、上限を8000円とします。

【2026年4月1日以降】



組合費は職務能力給に2.1%を乗じ、10円未満を切り捨てて算出し、上限を8000円とします。

②セカンドキャリアスタッフの組合員資格について

・2026年4月1日から実施するセカンドキャリアスタッフの組合費については、

現行のエルダー組合員同様の「月額2000円」(12か月)

・規約第13条と第14条に定める「権利」「義務」については、そのすべてを有する。

・総合共催も継続加入として取り扱う。

・セカンドキャリアスタッフ組合員は、JR東労組OB会への加入手続きをとる。

※エルダー組合員同様の扱い

よろしくお願ひします

疑問等ありましたら、役員までご相談ください

